

## 中世禪宗寺院 越前善応寺について(追補)

池田 正男

### 1 はじめに

既稿の後、下記の未活字化文書を閲覧する機会を得、前稿を補う必要が生じたのでここに追補する。なお越前関係の資料を多く目にしたので、寸考を加えると共に参考資料として抄出しておく。

『肥後国古保里壽勝禪寺志』

内閣文庫蔵

### 2 別源の兄長綱について

前稿を記すにあたり、『肥後国古保里壽勝禪寺志』を国書総目録で探したが記載が無く、間に合わなかった。その後、内閣文庫蔵であることが判り、閲覧する機会を得たので前稿を改訂、追補する。

前稿の「八章 善応寺の所在地と吉祥寺について」②吉祥寺についてで肥後国寿勝寺の開基は別源の兄の佐々木合志長綱であるかのように記したが、この点を考察してみた。

足利尊氏寄進状

寄進

『鹿苑院公文帳五山位次簿』

『東山建仁禪寺歴代住持位次簿』

『東山歴代』

『東山塔頭略伝』

『東山古尊宿遺稿』

以上五点、東大史料編纂所写本

(建仁寺両足院原本蔵)

尚、紙数の都合で『東山歴代』『東山塔頭略伝』は別途資料紹介として取り上げたい。

若越郷土研究 三十九卷六号

肥後国壽勝寺

肥後国高志郡内高樋保

同国高志郡内高樋保

地頭職遠江内供房跡

右為六十六ヶ寺随一寺領所寄附也守例可

被致沙汰之状如件

康永元年七月七日 権大納言源朝臣

とあり、尊氏が六十六ヶ寺随一(安国寺)として壽勝寺に寺領を寄進している。

高師直施行状

肥後国高志郡内高樋保地頭職遠江内供房

跡事、任御寄附状可被沙汰付壽勝寺雜掌

之状依仰執達如件

康永元年八月十九日 武藏守

太宰少貳殿

とあり、少貳頼尚が關所を注進している。

少貳頼尚施行状

肥後国高志郡内高樋保地頭職遠江内供房

跡事、去八月十九日御施行如此早任被仰

下之旨託摩豊前太郎相共益彼所沙汰下地

於壽勝雜掌載起請之詞可注進申之状如件

康永元年十一月十八日 頼尚

守護代殿

少貳頼尚施行状

肥後国高志郡内高樋保地頭職遠江内供房

跡事、去八月十九日御施行如此早任被仰

下之旨守護代相共益彼所沙汰付下地於壽

勝寺雜掌載起請之詞可被注申仍執達如件

康永元年十一月十八日 太宰少貳

託摩豊前太郎殿

とあり、少貳頼尚から守護代と託摩豊前太郎に施行状が出されている。

高師直施行状

諸国利生塔安国寺事建武以来御願異干佗

且為 勅願所被下通號也仍差置警固可專

興隆之由評議訖肥後国安国託摩別當太郎

相共致其沙汰任雜掌申請之旨止甲乙妨且

全寺領之所務且可注進造営之成否將又有

違亂之訴者縱雖不遣奉書每度鎮狼籍載起

請詞可令注申子細寄事於左右若有非法之

儀者可被處罪科之状依仰執達如件

貞和二年九月廿日 武藏守

合志能登守殿

とあり、四年後に高師直から合志能登守に再び施行状が出されている。前資料からみれば

守護代は合志氏であると見られる。また阿蘇

文書の阿蘇惟澄申状には「凶徒合志能登守幸

隆の楯籠る所の菊地陣状に押し寄せ、始めて

合戦す。」とあり、合志能登守は幸隆である

ことが判る。

以上みてきたように北朝方の肥後国守護少

貳頼尚が利生塔と安国寺政策を押し進め、合

志幸隆を壽勝寺の開基としたようである。

よって、壽勝寺の開基を佐々木合志長綱と

する前稿は否定されよう。

ちなみに今枝氏が『中世禅宗史の研究』の

中で壽勝寺の開基を合志氏とした根拠は上記

の資料によったものであろう。

つまるところ南北朝の戦いの背後に海外交

易の権益を巡っての拠点争奪戦もあったよう

で、少貳、大友など北朝方内でも少貳傘下の

合志幸隆と大友傘下の佐々木流合志長綱が蟻

踞し、かけ引きがなされていたことであろう。

(鎌倉期より大友氏は合志荘を領有しており、

佐々木流合志長綱をして地頭職に任じてい

た。)

(追補) 熊本県在住の阿蘇品保夫氏の手にな

る熊本県菊池郡の『大津町史』「中世の大

津」に合志氏の研究成果が載せられている。

前述の件に関して「安国寺の所在について壽

勝寺は鎌倉末期より宇土郡古保里佐野にあり、江戸時代にも宇土の同地にあった。禅宗の寿勝寺はそれ以前から佐野に存在していた天台宗の佐野寺側と同所の寺地の権益が重なり、鎌倉末期より対立関係にあったが、足利氏は合志郡高樋保地頭職を寿勝寺に与え、高樋保の地(久米)に移転して安国寺を称するよう指示した。ここに合志郡の合志氏や隣郡の詫摩氏の安国寺興隆、庇護ができる条件が生じる。ところが高樋保はその後南朝方に没収され、寺領を失った寿勝寺は高樋保を捨てて再び宇土に帰ったと考えられる」と記しておられる。また残念ながら、別源については触れられていない。なお同町の真木には佐々木長綱夫妻の墓と伝えられる五輪塔が残っているとのことである。

3 善応寺に関わる禅僧

① 東林如春

『東山歴代』に

驢雪鷹瀟(月溪疏ニ再住ノ一ツ云)

嗣東林春(入寺嗣香曰前任建長東林老

漢トアリ)公文帳建長部東林榮春又弘祥部

池田 中世禅宗寺院越前善応寺について

榮春<sup>アリ</sup> 嗣大仙竺<sup>ニ</sup> 嗣玉岡如金<sup>ニ</sup> 嗣別源

○越前弘祥寺派宝應菴僧也天文九年己丑

出主<sup>ニ</sup> 洞春院<sup>一</sup> 見<sup>ニ</sup> 詩集<sup>一</sup> 乘弘<sup>片在</sup> 新

豊<sup>一</sup> ○幻雲疏<sup>一</sup> 住越<sup>ノ</sup> 善應山門注日公

蚤歳遊学洛寺中年隱退越州今年五十歳

云々○怒菴疏茂彦<sup>一</sup> 住建仁諸山○継天

疏<sup>一</sup> 再住建仁道旧○公文帳禪興部<sup>一</sup>

——○春沢入寺語<sup>ニ</sup> 宝應東堂<sup>トアリ</sup> 此人也

○再住建仁山門疏春沢○同江湖相国<sup>ニ</sup> 惟

高○同諸山茂彦

とあり、東林如春について注記している。

(筆者傍線) 事実『鹿苑院公文帳五山位次簿』

の鎌倉五山建長寺に「東林榮春」、十刹越前

弘祥寺に「榮春」の記載がある。後に榮春か

ら如春に改名したのであろう。

(「6 参考資料」に掲載)

因みに『東山歴代』は『東大史料編纂所和

書目録』によれば高峰東峻編とあり、江戸後

期の禅宗史の研究誌的の性向のものであるこ

とを付記しておく。

② 長松乗彭

『鹿苑院公文帳五山位次簿』によれば乗彭

は享祿三年八月二十八日に諸山景德寺(天竜

寺の南にあり現在は廃寺)の公帖を受けてい

る。次いで十刹真如寺(京都市北区)の公帖

を受けている。(「6 参考資料」に掲載)

そして天文六年六月には五山建仁寺の公帖

を受け、同八年九月十七日に重ねて公帖を受

けている。(『鹿苑日録』)

しかし『東山建仁禅寺歴代住持位次簿』には

二八一世 長松 彭

入牌 天文六年

再住 八年十月九日

三住 同年歳節初五

とあり三住が天文八年の年末であったようだ。

因みに『東山歴代』には

長松乗彭(月溪)

○新豊菴○嗣東林春<sup>ニ</sup> 嗣大仙竺<sup>ニ</sup> 嗣玉岡

金<sup>ニ</sup> 嗣別源○驢雪法弟也継天疏<sup>一</sup> 再住

建仁山門○住建仁道旧東暉作○公文帳諸

山享祿三年庚寅八月二十八日景德乗彭○

又真如部<sup>一</sup> ○如是麁談伝本<sup>ニ</sup> 乘弘語<sup>アリ</sup>

○如是東暉録<sup>一</sup> 道旧注日依先例重<sup>テ</sup> 押

釣帖○

とあり注記として「月溪」と記されているが

『国書総目録』によれば「月溪和尚疏稿月溪聖澄著」とあるから、長松と月溪は別人であることが判る。よつて『東山歴代』の著者高峰が「月溪疏——建仁云々」と記すべきところを記述途中で失念したものと考えられる。

#### 4 弘祥寺と善応寺の塔頭諸寮

『東山歴代』には弘祥寺と善応寺の塔頭諸寮が抄出されている。

越前安居庄大治弘祥寺

藏春軒 春沢詩 月舟録

巢雲軒 月舟録

少林 玉岡/塔頭

廣濟菴 月舟録

招手亭 曇仲疏温和中 弘祥同門<sup>ニ見ユ</sup>

可休亭 玉岡偈<sup>ニ見</sup> (是、善應寺也)

棠憩 月舟善應寺録<sup>ニ見ユ</sup> 善應之内乎

洞雲 善應之開山塔頭

護田 月舟疏功甫弘祥山門<sup>ニ注</sup> 尤慮曰<sup>ニ</sup>

——〇弘祥<sup>カ</sup>善應<sup>カ</sup>

ところで可休亭は善応寺にあったことは疑いの余地が無い。しかるに上記の通り「無規矩」には

玉岡首座住弘祥山門疏

(上略) 安居渡口晴楊、迎新寶駕、可休亭邊古檜、送舊主人、(下略)

また「幻雲文集」にも

復祖溪老人書

(上略) 一日有洛客、袖翁之自阿所賜手書而來、予欣然開窓讀之、則安居渡頭、

可休亭上、嵐色波光、(下略)

とあり、弘祥寺にも可休亭があったのではあるまいか。

#### 5 越前五山派寺院トピックス

① 弘祥寺住持位次簿

『鹿苑院公文帳五山位次簿』には十刹位次簿の越前弘祥寺に十四名が記されている。およそ延徳年間前から元龜年間頃の名簿とみられる。(「6 参考資料」に掲載)

② 永徳寺中興開山此山妙在

『東山塔頭略伝』の如是院開基此山の項に  
美濃州安國寺為第一祖越前州永徳寺為中興祖故師之法孫甲乙相繼住於兩寺  
とある。永徳寺の中興開山の此山妙在は美濃

の出身であり、美濃の楊岐山安國寺(岐阜県揖斐郡池田町小寺)の開山となり、此山の法孫が兩寺を受け継いでいたようである。

③ 日円者北翁之寺

『東山歴代』の一麟真慶の項には  
常菴疏<sup>ニ有</sup>——住南禪道旧疏<sup>ニ其語</sup>曰北翁四傳云々又月舟疏有<sup>ニ</sup>——住日円山門<sup>ニ</sup>因按仏国下北翁妙濟之孫也日円者北翁之寺也  
とあり、編者は一麟が仏国禪師(高峰顕日仏光派)の法嗣の北翁妙濟の孫であるから日円寺は北翁の寺であろうと推測している。日円寺の開山の元翁本元(仏徳禪師 仏光派)と永徳寺の中興開山此山妙在(仏光派)はともに高峰顕日の法嗣であり、日円寺は仏光派の拠点だったのである。

④ 妙法寺仏源草創之地

「幻雲稿」には  
仙甫登公座元住越之妙法々眷疏并有序竊目、越之前州路少林山妙法禪寺、乃法源禪師挿草地、而請仏源禪師為開山始祖也。

應仁搶攘之後、寺羅兵燬、為瓦礫場、  
 とあり、法源禪師(無涯禪海 聖一派 東福  
 寺十八世)が仏源禪師(大休正念 元の人で  
 文永六年に來日)を勸請開山としたとして  
 いる。しかし聖一派の無涯禪海が他派の仏源  
 禪師(大休正念)を勸請開山に請うことは不  
 自然であり、どうも無涯仁浩(仏源派)と無  
 涯禪海(聖一派)を取り違えた可能性がある。  
 また『東山歴代』の龍岳周劉の項に

○南禅秀林作龍岳住妙法江湖疏曰越之少  
 林山妙法禪寺蓋松源派下仏源御祖挿艸之  
 地也

とあり、仏源を妙法寺の開山としている点で  
 先に挙げた記述と一致している。

しかし『扶桑五山記』によれば妙法寺の開  
 山は無学祖元(仏光禪師)、高峰頭日、夢窓  
 疎石で、永徳寺の開山は大休正念(仏源禪  
 師)となっている。永徳寺と妙法寺の開山を  
 取り違えたのであろうか。あるいは永徳寺の  
 開山は仏源(大休)であったが中興開山は此  
 山(仏光派)になったのと同様に、妙法寺も  
 後に仏源派から仏光派になったのであろうか。  
 もし後者であるならば南北朝鮮乱期の戦禍が

池田 中世禅宗寺院越前善応寺について

契機となったかもしれない。

また妙法寺の開山が混乱したのは当寺が南  
 北朝期と応仁期との二度の戦禍を蒙ったこと  
 が原因ではあるまいか。戦禍の度合いは「幻  
 雲文集」の文に伺い知れる。

前住建長仙甫和尚遺像

(上略) 永正元年五十九歳、據雲門位、

秉拂提唱、一揆一撝、衆皆稱善、翌年適

越、寓居少林山妙法禪寺、寺羅兵燬、為

瓦礫場久矣、於是再造、頗復舊觀、寺之

耆老膏謀、聞諸相府、舉師滌篆中興叢規、

化之所行、衆流皈壑(下略)

悦岩栢公座元壽像

(上略) 悦岩栢公座元、初居越之少林山

妙法寺、々曾羅兵燬、然後置回春院於國

之府中、今之相公避亂、久寓比院、遂揮

台翰、書龍門字賜公、因改回春為龍門也、

頃興妙法、以復舊觀、加之佛虛僧房起廢

居多、實法之檀度也、一日寄壽像、以需

拙贊、子稔千公之為人、以故書其始卒、

以代行實云。

\* 1 『扶桑五山記』 p208

\* 2 「得江頼貞軍忠状」に「曆応三年九月二十三日

妙法寺城追い落とす」とあり、既に妙法寺が門前町を

形成し地名として定着し、しかも瓜生氏が檀越となっ

ていたものと推定できる。よって妙法寺城が落とされ

寺が砦として機能し、瓜生氏を檀越としていたとすれ

ば妙法寺も戦禍を受けたものと推測した。

⑤玉岡如金の遺稿

『東山古尊宿遺稿』に玉岡の月庭秉炬があ

る。玉岡の遺稿は少ないので参考までに抄出

しておく。

為左金吾月庭心公禪定門秉炬

心月孤圓照碧空 湮斲門裏路頭通木人 倡起

還鄉曲石女皺眉雙淚紅 伏惟新圓寂月庭

心公禪定門天資純粹雅量淵冲學忠臣孝之

道慕賢人君子風運籌破萬軍敵輕命策百戰

功領玄旨於國師室內輔仁政於上相府中真

諦俗諦不異不同生也死也無始無終四十八

年能事畢一場夢破大槐宮直得脫萬劫羈鎖

出三界樊籠正恁麼時向何處見月庭心公。

(以史把指云) 分明指出轉身路火裏螞蟻

吞大虫。

永和戊午端午日 洞春比丘如金書

とある。月庭とは朝倉系図によれば三代氏景の舎弟の久景(向駿河守)となっている。

6 参考資料

『鹿苑院公文帳五山位次簿』

禅刹歴住位次

五山之上下南禅寺

月舟壽桂

一麟

功甫洞丹

先登祖壽

十刹位次簿  
相州禅興寺

後越前為使上洛之功

元龜四年四月廿三日

當寺法堂御奉加之内□

文西洞仁

越前弘祥寺

同 十年七月廿七日 重而公文

天文十二 八月十日

同 九月廿日

永祿三 八月

永祿三 十一月十二日

當寺法堂御奉加之内□

繼天壽歡

瑞十

先登祖壽

文拳契選

心浩

榮春

松年孝壽

慈溪瑞恩

秀林契檀

春岳契東

叔花祥榮

功甫洞丹

惠寶

雲巢洞仙

先登祖壽

瑞十

宗澄

天正五 七月五日

萬松院殿二十五年御功德之内御判

向後可申請之由状有之

築州聖福寺

真慶

越前国妙法寺

天文二十三年甲寅四月二日齒十刹

諸山位次簿

春和啓閏

乘彭

繼天壽歡

妙听

契超

永正十二年乙亥十月廿六日西禅 春和啓閏

永正十四年十一月廿三日越前日圓 真慶

大永四年甲申二月廿二日肥後壽勝 洞仙

享祿元年戌子十月十七日肥後壽勝文仲賢昌

享祿三年庚寅八月二十八日 景德 乘彭

建仁寺

建長寺

當寺法堂御奉加之内ハ

天文六 十二月

永祿三 正月十八日

東林榮春

廉甫如泉

一麟真慶

洞丹

賢昌

驢雪鷹瀨

玉芝惠寶

長松乘彭

長松乘彭

長松乘彭

天文五 六月

同 十月

天文六 六月

同 八年九月十七日 重而公文

池田 中世禪宗寺院越前善心寺について

天文五年丙申十一月廿一日 越前永福

一三六世 月舟 桂

天文五年 不入院

繼天壽叡  
天文八年己亥八月廿六日越前善應 昌春

永正七年庚午三月五日入院  
五月八日退院

再住 十年八月二十七日入院  
三住 十一年夏前

天文十五年丙午四月廿六日 肥後壽勝

再住 八年辛未正月五日

四住 夏了

先登祖壽

(中略)

二八一世

長松 彭

弘治二年丙辰四月十二日越前日圓 妙听

十一住 十四年乙丑正月十五日  
夏中五月五日退

入牌 天文六年  
再住 八年十月九日

永祿元年戊午四月十日 肥後壽勝 瑞十

十二住 十五年六月二十六日登洛  
同年七月十六日

三住 同年歲節初五

永祿三年庚申九月二日 越前永福 契超

赴越主衛内七月三日

雲巢 仙 不入院

永祿八年乙丑五月六日肥後壽勝寺 洞仁

當結番建仁執拂春澤舉狀

二八三世

天文十二年八月

元龜二年辛未卯月十九日越前日圓寺 梵伎

為子春居士陸座此間  
同年歲節

二八四世

繼天 叡  
天文十二年十一月二十七日入院

光源院殿七周忌御功德之内三

同年歲節  
常庵禾上代而燒香

同 五月六日 景德寺 周伊

十三住 同十六年己卯夏前

再住 天文十三年甲辰正月初五

慶壽院殿七周忌維那二給

(下略)

三住 夏了  
四住 十四年乙巳夏前

同 六月十四日 越前日圓寺宗澄

二三九世 大成 集

五住 夏了  
六住 十五年丙午夏前

慶長十年乙巳九月 景德寺龍伯集繪

『東山建仁禪寺歷代住持位次簿』

七住 夏了  
八住 十六年丁未夏前

四四世 別源 旨 入牌 洞春院

再住入院 十年九月二十三日

九住 夏了  
十住 十七年戊申夏前

六一世 玉岡 金 入牌 新豐庵

入院 冬節後五日

十一住 同年冬節

二二三世 竺源 裔

三住 十二年七月十六日

十二住 十二年乙酉夏前

延德二年十二月日

不入院  
二五六世 廉甫 泉 十一年三月四日

再住 明心二年三月十六日入院

三住 三年歲節

二七九世 驢雪 瀟

再住 十二年乙酉夏前

## 7 後日談

前稿を目にされた敦賀市の柴田源三郎氏から、同市苜生野の曹洞宗幸松寺の山門の寺額が石雲山とあり、月舟書と刻されているとの教示があった。すわや月舟寿桂の書額の発見かと早速拝見させて頂いた。しかし寺額にある篆刻が「宗胡之印」「原氏」とあることや、氏の調査の結果から当寺と月舟宗胡とが係わりあった可能性があり、曹洞宗復古運動の先駆けとなった月舟宗胡（一六一八—一六九八）の書額であるらしいことが判明した。氏の調査結果によれば「敦賀の靈鶴山幸松寺へ今庄の靈龜山嘉祥院（加賀大乘寺末）から十二代と二十三代の住持が入っている。そして大乘寺二十六世の月舟宗胡は寛文三年より十年間嘉祥院で隠棲している。また幸松寺の寺伝によると、元は野坂にあり石雲山光照寺と称し元龜二年に創立されたが七十年後に現在の地へ移転したとしている。この移転年代と宗胡が嘉祥院への隠棲した年代がほぼ同時期と見られる」とのことであった。月舟違いではあったが良き勉強の機会を頂いた。紙面

を借りて感謝申し上げます。